

# 仕 様 書

## 第1 件名

令和8年度東京都MICEに関する効果測定等委託

## 第2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 第4 委託目的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、MICE誘致・開催を推進するためには、MICE全般にわたるマーケティング戦略に基づいた施策を展開していくことが必要である。これについて、今後の戦略的な施策展開のため、MICEに関する施策の効果測定に必要な情報収集及び分析を実施する。

## 第5 用語（MICE）の定義

MICEとは企業等の会議（Meeting）、企業等の報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関等が行う国際会議（Convention）、展示会やイベント等（Exhibition/Event）の総称をいう。

## 第6 委託内容

### 1 事業計画

履行に当たっては、以下に沿って事業計画を策定し、財団に提出の上、承認を得ること。  
また、受託者は業務の進捗状況について、随時財団に報告すること。

- (1) 財団と定期的な打合せを行い（月2回程度及び必要に応じて随時）、書面による記録を作成し、打合せから5営業日以内に財団に提出し確認を受けること。
- (2) 令和8年6月23日を目途に、中間報告（概要版）を取りまとめの上、財団に提出すること。
- (3) 令和8年10月2日を目途に、中間報告を取りまとめの上、財団に提出すること。
- (4) 令和9年3月3日を目途に、最終報告案を取りまとめの上、財団に提出すること。
- (5) 調査・分析及び報告書作成には作業量及びスケジュールを踏まえた、十分な人員体制を敷くこと。

### 2 調査・分析方法の企画

- (1) 第4で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法を企画すること。

(2) 調査・分析方法は、第6の3に掲げる内容を中心に、必要とされる調査・分析方法について改善を加えること。

### 3 調査・分析

#### (1) 手法及び条件

受託者は、(2)について、情報収集及び分析を次のとおりに行うこと。

- ① 原則として財団が指定するMICE主催者等を調査対象とするが、実施に際しては都度確認の上、調整すること。
- ② 各調査については、回答主体がどういう意図での発言か等、情報が具体的なものとなるように進めること。
- ③ 各調査のヒアリング対象等が重複することは可とする。
- ④ MICE開催に関する基礎情報は、当該MICEの参加者数、主催者及び参加者等の消費額、経済波及効果の算出に必要な情報及び(2)③で行うKPI指標の設定に必要な情報とする。
- ⑤ (2)①及び②の測定結果を基に、東京都産業連関表を用いて直接効果、波及効果、生産誘発額、粗付加価値額、雇用誘発効果及び税収誘発効果等の経済波及効果を算出すること。
- ⑥ 分析については、財団が提供する「令和5年度 東京都MICEに関する効果測定等委託」、「令和6年度 東京都MICEに関する効果測定等委託」及び「令和7年度 東京都MICEに関する効果測定等委託」に係る報告を用いて、4年間を通じての比較や傾向についても分析すること。

#### (2) 調査内容

##### ① 都内におけるMICE開催に関する基礎情報の調査

###### ア MICEに関する基礎情報の調査

2025年以降に都内で開催されたM、I、C、E xを対象として、開催形態ごとにそれぞれ定義や構成条件を整理の上、表1のとおり、基礎情報の調査を実施すること。

###### イ Cの調査について

JNTO、ICCA国際会議統計等を参照しつつ、財団から提供する情報をもとに調査すること。ただしICCA国際会議統計の選定基準を満たすCは必ず対象とすること。

表1

(ア) M・Iに関する基礎情報の調査	対象	都内MICE施設及びホテル等
	件数	20施設程度

(イ) Cに関する基礎情報の調査	対象	都内MICE施設、ホテルや主催者等 (主に2025年ICCA国際会議統計にて東京開催の登録がある会議)
	件数	200施設で1,500件程度(うち2025年ICCA国際会議統計にて東京開催の登録がある会議は200件程度)
(ウ) Exに関する基礎情報の調査	対象	都内展示施設やイベント開催施設等
	件数	6施設程度

- ② 2026年度に都内で開催されたMICEの消費額把握及び経済波及効果等の分析
- ア 2026年度に都内で開催されるM、I、C、Exの主催者及び参加者等を対象に、以下のとおり、調査・分析を実施すること。調査対象数等は表2を参照のこと。なお、ヒアリング及びアンケートが可能であれば、直近で既に開催されたものを調査対象に含めても構わない。
- (ア) 主催者
- 開催に要した支出経費等(会場費、飲食費、運営委託費など)、経済波及効果等の分析に必要な原単位要素に関する調査を行い、経済波及効果測定及びその結果に基づく分析を行うこと。
- 経済波及効果測定及び分析にあたっては、その算出経過も報告書に記載すること。具体的には、ヒアリング対象となるCについてCでまとめたもの以外に、個別案件の消費額も明記すること。(イ)の参加者消費額とあわせて、個別案件ごとの経済波及効果も測定すること。
- (イ) 参加者
- 開催に伴う消費活動(消費額、滞在中動向、満足度等)に関するアンケートや必要に応じて追加ヒアリング調査を実施すること。
- 参加者消費額については、対象となるCについて、Cでまとめたもの以外に、個別案件の消費額も明記すること。
- イ 海外参加者へのアンケート調査は「サーベイモンキー」等のオンラインツールを使用することを前提とし、その利用料は本業務委託料に含めること。
- ウ アンケート等の設問は財団に確認の上、定めるものとするが、アに記載した項目に加え、③で行うKPIの見直しに関わるものや、いわゆるレガシー効果として分類されるような社会的効果に関する項目についても調査すること。
- エ Cの参加者アンケート調査については、財団が支援プログラムの提供を予定している国際会議(別表)における海外参加者向けツアー等での実施を想定すること。
- オ 経済波及効果分析に当たっては、上記に加えて、観光庁の「MICE開催によ

る経済波及効果測定のための簡易測定モデル」を用いた経済波及効果も測定し、比較及び分析すること。

表 2

(ア) M・Iに関する消費額の把握及び経済波及効果等の分析	ヒアリング調査	対象	主催者 (※)
		件数	M 3 件程度、 I 2 件程度 合計 5 件程度
		内容	開催に伴う消費額
	アンケート調査	対象	海外参加者
		件数	M、I 各 200 件程度
		内容	開催に伴う消費活動
(イ) Cに関する消費額の把握及び経済波及効果等の分析	ヒアリング調査 -1	対象	主催者
		件数	医学系 2 件程度 その他 3 件程度 合計 5 件程度
		内容	開催に伴う消費額
	ヒアリング調査 -2	対象	主催者等
		件数	医学系 2 件程度 その他 3 件程度 合計 5 件程度
		内容	開催に伴うレガシー効果
	アンケート調査 -1	対象	海外出展者
		件数	各 10 件程度 (出展者数に応じて)
		内容	開催に伴う消費活動及びレガシー効果
	アンケート調査 -2	対象	海外参加者
		件数	各 200 件程度
		内容	開催に伴う消費活動及びレガシー効果
(ウ) E xに関する消費額の把握及び経済波及	ヒアリング調査	対象	主催者
		件数	5 件程度
		内容	開催に伴う消費活動

効果等の分析	アンケート調査 -1	対象	海外出展者
		件数	各 100 件程度
		内容	開催に伴う消費活動
	アンケート調査 -2	対象	海外参加者
		件数	各 200 件程度
		内容	開催に伴う消費活動

(※) 異なるM・Iであれば主催者の重複は可とする。

### ③ 「東京都MICE誘致戦略 2023」に掲げるKGI・KPIの測定及び分析

ア 「東京都MICE誘致戦略 2023」では、KGIとして、2030年における国際会議開催件数をICCA国際会議統計で世界3位以内とすることを掲げている。本KGIに関して、2025年ICCA国際会議統計にて登録された都内で開催された国際会議を対象とし、東京都・財団の支援の寄与度について、経済波及効果等も含めた分析をすること。加えて、観光庁の「MICE開催による経済波及効果測定のための簡易測定モデル」を用いた経済波及効果を測定し、比較及び分析すること。

イ 財団より支給するデータを基に「東京都MICE誘致戦略 2023」に掲げるKPI及び財団が示す事業KPIについて、2026年度に開催されるMICEについて調査を実施し、その結果について背景、達成状況に対する課題並びにKPI見直しの必要性及び適正值等を分析すること。

## 第7 業務実施上の留意事項

- 1 受託者は、本業務の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解した上で、財団と詳細に協議を行い、財団の承認を受け、遅滞なく円滑に業務を遂行するものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、財団と受託者が協議し、決定するものとする。
- 2 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。
- 3 本調査の委託者は財団であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 財団又は東京都の調査であることを理由に、協力を強制しないこと。また、調査対象に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- 5 可能な限り、各調査対象者の協力を得るよう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、感情を害さないように十分に配慮すること。

## 第8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

## 第9 守秘義務

受託者は、第10項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないように十分注意すること。

## 第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第11 個人情報の保護

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり上記第10項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

<東京観光財団個人情報取扱要領>\*

[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

<個人情報に関する特記仕様書>\*\*

[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ① 本事業の実施に伴い、調査・ヒアリング・アンケート等により収集する主催者・参加者・出展者等の氏名/メールアドレス/回答内容その他個人を識別し得る情報
- ② サーベイモンキーなどのオンライン調査ツールを利用する過程で取得・生成される IP アドレス・ブラウザ・デバイス情報等の個人を識別可能な情報

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」\*\*\*及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*を遵守すること。

\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/security\\_houshin.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf)

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

また、上記第10項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している

事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ① 本事業の実施に伴い、調査・ヒアリング・アンケート等により収集する主催者・参加者・出展者等の氏名/メールアドレス/回答内容その他個人を識別し得る情報
- ② サーベイモンキーなどのオンライン調査ツールを利用する過程で取得・生成される IP アドレス・ブラウザ・デバイス情報等の個人を識別可能な情報
- ③ 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- ④ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①から③と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

## 第 1 2 作成物に関する権利の帰属

- 1 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 上記規定は、受託者の従業員、第 1 0 項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- 5 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 6 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 第 1 3 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

#### 第14 支払

受託者は財団の指定する期限までに、表3の成果品を財団に納入すること。財団担当者による提出物検査の終了後、受託者からの支払請求書により、委託料を一括で支払うものとする。

表3

	書類	部数	規格
1	委託完了届		
2	中間報告書概要版（紙媒体）	5部	A4版、カラー、横書き
3	中間報告書（紙媒体）	5部	A4版、カラー、横書き
4	実施報告書（紙媒体）	8部	A4版、カラー、横書き （表紙）再生上質紙 A判 90kg （本文）再生上質紙 A判 57.5kg （仕立）くるみ表紙、無線とじ、背文字/奥付/頁番号あり
5	2、3の電子データ	2式	
6	実施報告書概要版 （紙媒体） （電子データ）	3部 3式	A3版、カラー （図や表を用いて2枚程度に3の内容をまとめたもの）

※成果品である印刷物は、「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）」を満たすものとする。

＜東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様＞

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/guider7v2>

※背文字等の記載内容については、別途財団が指示する。

※電子データは、Microsoft社製 Word・Excel・PowerPoint等により編集可能な形式及びPDFファイルとし、CD-R又はDVD-Rで納品する。また、収納ケース、CD-R等に、委託年度及び委託件名を付記すること。

※成果品は、財団に帰属するものとする。納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

#### 第15 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 第16 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議する。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- 4 この契約に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。
- 5 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部  
(担当：鈴木、濱口、檜村、松岡)  
電 話：03-5579-2684

【別表（第6の3（2）②関連）】

参加者アンケート実施の対象候補となる国際会議一覧

会議	分野	会期	会場	海外参加者数
A 会議	その他	2026 年 4 月 10 日～ 2026 年 4 月 12 日	TAKANAWA GATEWAY Convention Center	30
B 会議	科学技術	2026 年 4 月 15 日～ 2026 年 4 月 17 日	東京科学大学	40
C 会議	医学	2026 年 4 月 21 日～ 2026 年 4 月 24 日	東京国際フォーラム	1000
D 会議	科学技術	2026 年 5 月 18 日～ 2026 年 5 月 21 日	ヒルトン東京	800
E 会議	医学	2026 年 6 月 1 日～ 2026 年 6 月 4 日	TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口	140
F 会議	科学技術	2026 年 6 月 7 日～ 2026 年 6 月 11 日	グランドニッコー東京 台場	1000
G 会議	医学	2026 年 6 月 10 日～ 2026 年 6 月 12 日	品川プリンスホテル	30
H 会議	科学技術	2026 年 6 月 11 日～ 2026 年 6 月 13 日	浜松町コンベンションホール	300
I 会議	科学技術	2026 年 6 月 15 日～ 2026 年 6 月 19 日	TOC 有明、日本科学未来館	570
J 会議	医学	2026 年 8 月 27 日～ 2026 年 8 月 30 日	早稲田大学 早稲田キャンパス	110
K 会議	その他	2026 年 10 月 6 日～ 2026 年 10 月 8 日	Bellesalle Haneda Airport	300
L 会議	医学	2026 年 10 月 6 日～ 2026 年 10 月 8 日	赤坂インターシティコンファレンス	150
M 会議	その他	2026 年 10 月 7 日～ 2026 年 10 月 10 日	東京国際フォーラム及び周辺施設	1500
N 会議	その他	2026 年 10 月 20 日～ 2026 年 10 月 22 日	御茶ノ水ソラシティカンファレンス	150
O 会議	その他	2026 年 11 月 5 日～ 2026 年 11 月 8 日	東洋大学	150
P 会議	その他	2026 年 11 月 9 日～	東京国際フォーラム	1200

		2026年11月12日		
Q会議	その他	2026年11月10日～ 2026年11月14日	コンgresクエア羽田(一部羽田エクセルホテル東急)	40
R会議	その他	2026年11月17日～ 2026年11月19日	浜松町コンベンションホール	100
S会議	その他	2026年11月25日～ 2026年11月28日	都市センターホテル	100
T会議	医学	2027年2月24日～ 2027年2月27日	JPタワーホール&カンファレンス	500